菊川市立総合病院経営強化プラン策定支援業務　仕様書

1　業務名

菊川市立総合病院経営強化プラン策定支援業務

2　業務目的

当院が地域医療の提供において重要な役割を果たしていくため、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、自治体病院として果たすべき役割を明確にした上で、今後の医療体制の確保や、近隣病院との「機能分化・連携強化」を進められるよう、経営強化プランを策定する。

3　施行個所

菊川市立総合病院

4　施行期限

令和５年４月１日から令和６年２月28日

5　業務の実施

(1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
(2) 受託者は、業務の執行にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
(3) 受託者は、業務の実施にあたって、本院と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
(4) 受託者は、業務の実施にあたって、最新の情報や事例を広く収集し、実効性が高く、進捗管理が適正にできる具体的施策を提案すること。
(5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「経営企画課」と連絡調整を行うこと。なお、本業務に関する打ち合わせは、原則菊川市立総合病院内にて行うこと。
(6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
(7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本院に書面により報告し、本院の承認を得ること。
(8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本院と協議を行い、指示を仰ぐこと。
(9) プランの策定に当たっては、関係者及び関係部署へのヒアリングを行うこと。
(10) 公立病院経営強化ガイドラインや診療報酬制度等を十分考慮すること。
(11) 経営強化プラン策定委員会（仮称）へ参加し、議事録等の記録を行うこと。また、会議の内容も提案すること。
(12) 経営強化プランの作成に当たっては、事前にスケジュール案を示すこと。

6　経営強化プラン策定の基本条件

(1) 構成

プランには、現状分析、課題抽出、戦略・経営ビジョン、具体的施策、計画管理、財務計画の内容を含めること。

プランは内部環境、外部環境の変化に対応でき、変更・見直しに柔軟に対応できる

ものとすること。
目標とする業績指標等を設定するともに、簡潔かつ明瞭に進捗管理ができるプランとすること。

(2) 対象期間
令和６年度から令和９年度の４年間

(3) 運用
年度毎に、評価、改善を行うことができること。

(4) 策定期間
令和５年４月１日から令和６年２月28日まで
※経営強化プランについて、令和６年１月迄に原案を作成し、市議会全員協議会に報告予定

7 業務内容

委託業務の概要は以下の通りとする。受託者は、経営強化プラン策定支援に加え、当院の経営改善に向けた取り組みの評価、課題の整理、解決方法等の提案やその進捗管理に係る指導助言を行う。また、当院が今後求められる役割、近隣病院との機能分化・連携強化のあり方、経営形態等についても提言を行う。

<u>経営強化プラン作成</u>

①現状分析、外部環境、内部資源等のデータ分析
②現状の評価、課題の整理に関すること
③部門・科別損益計算等の財務分析
④市、病院経営層へのヒアリング
⑤院内経営強化プラン策定委員会進行・運営支援、事業評価委員会（外部）の運営支援
⑥経営強化プランの戦略策定の骨格づくり
⑦経営強化プラン概要案の作成
⑧経営強化プラン本文案の作成
⑨戦略マップの作成
⑩計画の進捗管理に係る指導、助言に関すること
⑪菊川市立総合病院第四次中期計画の検証に関すること

8 業務スケジュール（目安）

令和５年４月～５月	経営強化プラン策定委員会の立ち上げ 院内・院外ヒアリング等の基礎調査の実施 外部環境、内部資源分析
令和５年６月～12月	経営強化プラン策定協議　事業評価委員会の開催（計画案策定までに４回を予定）
令和６年１月	計画案完成
令和６年２月	計画書完成

9 注意事項

(1) 本プロポーザルによる企画提案募集にかかった費用について本院は負担しないもの

とする。

(2) 受託者は、菊川市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項や成果品および資料、情報等は、本院の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに「経営企画課」が必要と認める修正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物の所有権、著作権、利用権は本院に帰属するものとする。

10　成果品

次のものを成果品として提出すること。

(1) 菊川市立総合病院経営強化プラン　Ａ４版３部
(2) 菊川市立総合病院経営強化プラン概要版　Ａ４版３部
(3) 経営強化プラン策定委員会（仮称）の議事録の概要　Ａ４版３部
(4) 基礎調査報告書　Ａ４版３部
(5) 戦略マップ　Ａ３版３部
(6) 上記の電子データ（CD-R）　１式
※電子データのファイル形式は、ワード、エクセルとする。